

会津若松市議会政策討論会

議会制度検討委員会 最終報告書



令和元年 6 月 28 日

議会制度検討委員会

委員長	横山	淳
副委員長	高梨	浩
委員	内海	基
委員	小倉	孝太郎
委員	原田	俊広
委員	土屋	隆
委員	成田	芳雄
委員	安藤	美幸
委員	山崎	捷子

【 目 次 】

第 1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第 2	専門的知見の活用	・ ・ ・ ・ 1
第 3	テーマ別検討経過	・ ・ ・ ・ 2
1	議会活動及び議員活動の見える化の推進	・ ・ ・ ・ 2
(1)	具体的検討テーマとした経緯	
(2)	調査研究の経過	
①	議会活動の見える化を進めるための考え方	
②	議会活動の見える化を進めるための手法	
(3)	今後の方向性	
2	議員定数・議員報酬のあり方～議員定数のあり方について～	・ ・ ・ ・ 5
(1)	具体的検討テーマとした経緯	
(2)	調査研究の経過	
①	前期議会制度検討委員会の議論の振り返り	
②	委員会数及び委員数の検討	
③	条例定数の経過と現状分析	
④	議員定数を減ずるべきか否かの協議	
⑤	議員定数案の集約	
⑥	政策討論会全体会、市民との意見交換会を経た定数案の 絞り込み	
⑦	最終報告に向けた協議と当委員会の結論	
⑧	本会議における議員定数条例の改正	
(3)	今後の方向性	
3	議員定数・議員報酬のあり方～長期欠席議員に係る議員 報酬のあり方～	・ ・ ・ ・ 24
(1)	具体的検討テーマとした経緯	
(2)	調査研究の経過	
①	長期欠席議員を取り巻く課題	
②	議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲についての確認	
③	条例制定の必要性	
④	具体的な条例案の検討	
⑤	条例改正案の可決、成立	
(3)	今後の方向性	
4	現状の政策サイクルの評価（振り返り）と課題について	・ ・ ・ ・ 33
(1)	具体的検討テーマとした経緯	
(2)	調査研究の経過	

①	現状の政策サイクルへの評価、認識	
②	課題の抽出と課題解決に向けた議論の方向性の検討	
(3)	今後の方向性	
第4	次期議会への申し送り事項	・ ・ ・ ・ 37
1	議会活動や議員活動の見える化の推進	
2	議員定数・議員報酬のあり方の検討	
3	政策サイクルの発展に向けた検討	
第5	取組経過一覧	・ ・ ・ ・ 39

第1 はじめに

政策討論会議会制度検討委員会では、平成23年12月8日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」に関して、公募による2名の市民委員とともに、自主研究、政策研究セミナーなどを通して、政策研究に取り組んできた。

これまでに、前期議会からの申し送り事項を踏まえながら、第1に、議会活動及び議員活動の見える化を推進し、市民との情報共有を図ること、第2に、あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件整備である議員定数及び議員報酬のあり方の検討、第3に、市民意見を政策立案につなげる政策サイクルについての評価（振り返り）と課題に対応した取組の検討、以上3点を具体的検討テーマとして設定し、議論を重ねてきたところである。

今般の報告は、平成27年8月の当市議会の改選以降、上記テーマについて当委員会が取り組んできた調査研究の現状の到達点を示すとともに、次期議会においても、不断の議会改革に取り組むことを通して、住民自治を促進し、市民福祉の向上に寄与し得る議会活動及び議員活動を推進していくことを要請し、当分科会の最終報告としようとするものである。

第2 専門的知見の活用

当委員会では、具体的検討を始めるきっかけとして、議会が市民福祉の向上に寄与することが求められる中で、二元代表制の役割を踏まえ、機関として機能することの意義・必要性、議会基本条例の理念を具現化し得る取組を着実に推進していく上で押さえるべき要点、議員報酬や議員定数のあり方を検討する際に留意すべき点などについて理論的かつ具体的な考え方を学ぶため、以下のとおり政策研究セミナーを開催したところである。

テーマ：市民の負託に応え得る議会活動のあり方

講師：山梨学院大学法学部 江藤 俊昭 教授

開催日：平成28年3月24日（木）午前9時30分～正午

【概要】

- ・ 議会には、地方自治法第96条に基づき、驚くべき権限が与えられている。条例、予算、決算、主要な計画、執行権限などを議決しなければならない。改めて、議員として議決責任を自覚すべきである。

- ・ 議会は、住民に開かれ住民参加を促進し、首長とも切磋琢磨し、議会の存在意義である議員同士の討議と議決を重視することが重要である。これを整理したものが議会基本条例である。
- ・ 新しい議会を創出するために必要な議員定数・報酬等の議論を住民と行うこととともに、見える化の推進、住民との意見交換など住民と歩む議会の姿勢を示すことで、住民は、住民福祉向上のために活動する議会・議員を知り、議会が住民に寄り添おうということを実感する。この連鎖が重要である。
- ・ 議員定数及び議員報酬を議論する際に重要な視点として、新しい議会運営、議会力アップの視点は不可欠であり、また、住民自治を充実させるための条件として議論することが重要である。

第3 テーマ別検討経過

1 議会活動及び議員活動の見える化の推進

(1) 具体的検討テーマとした経緯

本テーマについては、議会への市民の理解や参加を促進していくためには、市民が求める情報、共有すべき情報とはどのようなものかを絶えず検討し、市民にわかりやすく説明するなど議会活動のさらなる見える化に努める必要があるとの申し送り事項を踏まえ、具体的検討テーマに設定し議論を開始した。

(2) 調査研究の経過

① 議会活動の見える化を進めるための考え方

「議会活動の見える化」の捉え方については、これまでも議会活動を映像配信等により可視化する外面的な見える化と、議会活動のあり方を明らかにし、双方向的なコミュニケーション、例えば市民との意見交換会などを通して、議会活動への市民の理解を促進する内面的な見える化の必要性を確認してきた。その上で、外面的な見える化の必要性を認識しつつも、その前提として、議会活動の活性化等により、市民福祉の向上に寄与し得る成果を市民に絶えず届けていくことが必要である。このことにより、市民の議会への興味、関心や期待感などを醸成し（内面的な見える化を図る）、地域の課題解決に向け、市民とともに話し合い、検討・研究を重ねていくことこそが、より重要であるとの認識に至ったところである。

このような認識のもと、改めて議会活動の見える化を進めるために必要な考

え方を委員間討議により整理し、以下のとおりまとめたところである。

【議会活動の見える化を進めるための考え方】

- i 市民にとって議会が身近でわかりやすい存在になる（信頼関係の構築）
 - 議員個々の活動を通じた市民とのコミュニケーション
 - 議会活動を通じた市民とのコミュニケーション（意見交換会等）

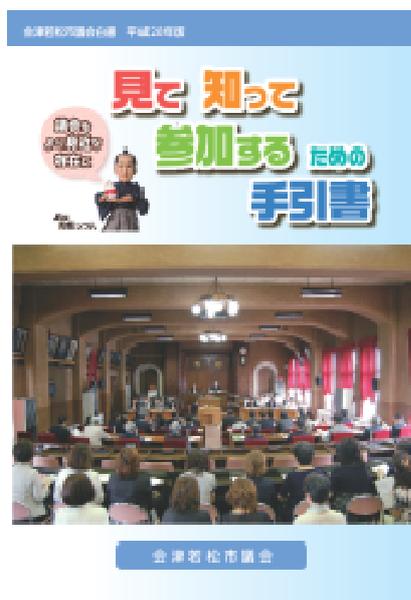
- ii 議員個々の活動を前提に二元代表制の一翼としての役割を果たす
 - 行政の監視など機関としての権能を発揮し、対峙する（善政競争）
 - ※そのためには環境づくりも必要（議会改革）

- iii 議会活動を市民の暮らしの改善につなげる（成果、市民福祉の向上）
 - 湊地区水資源問題、政策討論会の活動、請願・陳情への対応

② 議会活動の見える化を進めるための手法

上記の考えに基づいた活動を地道に繰り返し、不断の努力を続けることが、結果として議会活動の見える化につながることを確認したところである。

そのうえで、市民との情報共有を図るための手法の1つとして「見て 知って 参加するための手引書（議会白書）」の作成・活用が有効であるとの認識に至ったことから、発行に向けた具体的協議を行い、これまでの議会白書の内容を見直し、以下のとおり発行した。



【発行概要】

- 発行日 平成28年9月
- ページ数 28ページ（4色カラー）
- 発行部数 53,000部
- 配布箇所 市内全世帯、公民館、コミュニティセンター、小学校23校、中学校13校、高等学校9校、記者クラブ、その他関係機関
- 発行経費 1,439,013円（税込）
- 単価 27.15円/1冊

(3) 今後の方向性

議会活動及び議員活動の見える化は、いまだ道半ばであると認識している。市民が求める情報、市民と共有すべき情報とはどのようなものなのか、絶えず検討していく必要がある。

現在の議会白書は、市民に議会の仕組みを知ってもらい、議会に参加してもらうための手引書としての活用を目的としている。議会白書が所期の目的を達成するツールとなり得たかを検証することは重要であり、その検証を踏まえて活用手法、掲載内容について検討する必要がある。

2 議員定数・議員報酬のあり方～議員定数のあり方について～

(1) 具体的検討テーマとした経緯

本テーマについては、市民の負託に応え得る適切な議員定数や議員報酬のあり方について模索していくことが必要であるとの申し送り事項を踏まえ、調査研究のテーマに設定し議論を開始した。

なお、問題分析に当たり、議員定数と議員報酬については、それぞれ議論を分けて調査研究することを前提とし、また、平成 28 年度中に執行機関において「特別職報酬等審議会」が開催されていることを踏まえ、議論・検討の優先順序として、議員定数のあり方から調査研究を開始したところである。

(2) 調査研究の経過

① 前期議会制度検討委員会の議論の振り返り

はじめに、議員定数のあり方を検討する前提として、前期の議会制度検討委員会（平成 23 年から平成 27 年）の議論の経過を踏まえることが重要であると考え、まとめられた最終報告書を活用しながら、その振り返りを行った。

なお、前期議会制度検討委員会における議員定数についての主要な論点及び集約が図られた考え方は以下のとおりである。（抜粋 1 及び 2 参照）

○議員定数を考える上での主要論点（平成 27 年 6 月 25 日最終報告書 抜粋 1）

議員定数については、「目指すべき議会像を実現するための条件整備」として位置づけてきた・・・（中略）

「当市議会の志向する協働型議会における機能（民意吸収機能、監視機能、政策立案機能）を高めるためには、議員定数がどうあるべきか」といった視点から、3つの機能別に論点を設定し、検討したところである。

また、検討に当たっては、議員定数を目指すべき議会の機能を担う「議会の資源」の一つとして捉え、・・・（中略） 検討したところである。

○議員定数に係るまとめ（平成 27 年 6 月 25 日最終報告書抜粋 2）

多様な市民の代表として、議員が市民福祉の向上に寄与していくためには、現行の定数を維持していくべきであるとの考えで、一定の集約が図られたものである。

② 委員会数及び委員数の検討

委員間討議により、以下に掲げた認識を共有し、その結果、議員定数を議論する際の重要な論点、議論の出発点として、i) 執行機関の取組を監視するために必要な委員会数、ii) 1 委員会で充実した討議をするための人数、の2点が、今後の議員定数を考える際の重要な論点になるとの合意形成が図られた。

【委員間討議で共有した認識】

1. 自治体の議員定数に法律上の基準はない。本市議会は委員会に議案が付託され、そこで実質審議を行う、いわゆる委員会中心主義を採用しており、その中心となる委員会数や討議人数を改めて考えることは重要である。
2. 前回の最終報告書では、討議人数は7、8人が妥当との意見があったが、この根拠を改めて考えることは重要である。
3. (討議人数) × (常任委員会数) + (議長) = (議員定数) との図式が浮かびあがるが、現在の4常任委員会数が妥当なのか改めて考えることは重要である。
4. 本市議会の委員会の事務所管等を、改めて考えることは重要である。

各論点において、具体的にどのような視点・要素を踏まえながら議論をするべきか、委員間討議を重ね、議論体系を整理し、議論を進めたところである。なお、検討に当たってはさまざまな資料を活用し議論を進めた経過にある。

議論体系図及び各委員から示された具体的な意見については、次ページに記述したとおりであり、これらの意見を集約した最終的な結論として、以下のとおりまとめたものである。

【委員間討議の結論】

1. 委員会の討議人数については、7～8人がベターであることを踏まえれば、**議員定数の増減を考える際には、最終的に具体的な委員会の見直し(3委員会制か現状維持か)**が重要な論点、検討議題となる。
2. **議員としての役割が果たせるような委員会制**を考える必要がある。

その後、委員会のあり方については、議会運営委員会において協議が行われ、現行の4常任委員会制を維持すべきとの結論に達したことから、当委員会では、4常任委員会制における適正な議員定数について議論を行うこととなった。

【出発点】

必要な
論議点
① 必要な
委員会数
は？

【委員から出された考えべき要素】

① 委員会のあり方
事務所管のあり方

○ 委員会での討議人数については最低でも7～8人がベターであると考えられる。よって、議員定数の削減を考える際に最終的には委員会の見直しを検討する必要があると考ええる。
○ 所管事務について、文教厚生委員会は確かに多い。他の議会では産業経済委員会、建設委員会について産業建設委員会として議決している議会もあるため、検討する必要があるのではと考える。仮に3委員会制で、討議人数が7～8人であれば、定数削減等も踏み込めるし、議決において大切な委員間討議も保障されるのではないか。
○ 文教厚生委員会としては、現状の事務所管が多いからといって特に問題があるとは思っていない。あえて言えば、文教は、市民生活、教育、健康主に3つの分野があるが、互いに連携しているため、仮に分けるとなれば逆に審議できにくいケースもあると考えられる。例) 市民センターと公民館など
○ なお事務所管が多いことで関連を持って審議できるため逆に議論が進むケースもあると考えられる。
○ その他の委員会でも真摯な議論は行われていることを踏まえれば、4委員会制について特に問題はないと考える。
○ 現状の4委員会制については、2つの委員会審査を交互に行っているため、審査のない日に議員がその気になれば、所属委員会以外の審査を傍聴することが可能である。仮に3委員会制にして、かつ同日開催とすれば、他の委員会を傍聴できなくなるので、監視機能は弱くなるかもしれない。
○ 3委員会制にした上で時間配分を工夫するなどできるのではないか。

② 党派制との兼ね合い

○ 正式会派は3人以上となり、委員会数が多くなればなるほど、少数会派は委員会に委員を選出できなくなり、表決に加われなくなると前回発言した。しかしこの点は、議員が他の委員会を傍聴し審議状況を見たり工夫すれば事足りる。よって党派制との兼ね合いについては、議員定数を考える際にはあくまで2次の要素と考える。

③ 議会・議員に対する批判の高まり
④ 選挙の投票率

○ 以前との違いとして、地方議会・議員に対する批判が高まっている。
○ H28.11月の意見交換会を終えて、定数が多いとの意見も多く出たが、維持でもとの意見も出た。しっかりと議員としての仕事をすることを望む声があった。
○ 議員視点で見れば30人の定数は決して多いとは思わない。また意見交換会5班6人体制は理想的だと思う。しかし、前回の選挙の投票率を鑑みれば、定数が多い、削減を望む市民の声があることは確かであると感じざるを得ない。市民の意向を踏まえれば、定数削減も検討するべきかという気がする。
○ 選挙の投票率がある意味で市民の意思の表れだと。投票率に表れたあの声を議会としてどう対応するか。

⑤ 実りある議論のあり方
活発な議論のあり方

○ 学識経験者の意見を踏まえれば、討議人数については最低でも7～8人いなければ議論は成り立たない。
○ 所属委員会以外の委員会の審査・傍聴機会を確保することが、ひいては議員個人の勉強や実りある議論にもつながるのではないか。
○ 多種・多様な意見、異なる意見が尊重されるよう努めなければならぬ。
○ 議員同士で研鑽しあうことが重要である。

⑥ 委員会への委員選出のあり方

○ 討議人数や議員定数を考える際に、委員・地区選出のあり方については考える必要性はない。

現時点の各委員共通認識

① 議員定数を考える際には、委員会数、事務所管などより具体的な議論を進める必要がある。
② 委員会数を考える際には、その弊害(傍聴機能の確保の課題)を考える必要がある。

③ 1委員会最低でも7～8人の委員がいなければ、活発な議論は出来ない。
④ 討議の前提として、議員としての役割を果たすとともに、多種・多様な意見が尊重されなければならない。

議会制度検討委員会の現時点の共通認識
合意点

① 委員会の討議人数について最低でも7～8人がベターであること踏まえれば、議員定数の増減を考える際には、最終的に具体的な委員会の見直し(3委員会制か現状維持か)が重要な論点、検討課題となる。
② 議員としての役割を果たさせるような委員会制を考える必要がある。

③ 条例定数の経過と現状分析

常任委員会数は現状の4常任委員会のみとするとの結論を受け、はじめに、どのような手順や視点をもって議員定数を検討していくべきか協議を行った。協議の中では、トータルの定数を踏まえつつ、委員会での討議できる人数や市民との意見交換会の班体制などを考えることが重要ではないかとの意見、また平成28年の議員辞職により議員数が30名から1名減の29名となっているが、その結果、議会の機能（監視機能、政策立案機能、民意吸収機能）が低下したかどうか議論すべきではないかとの意見、議会機能を低下させてはいけないという視点、かつ合理的な定数を考えることが重要であるとの意見が出されたところである。

以上の意見を踏まえ、当委員会では、これまでの長きにわたり議会の機能や議会の生命線である議員間討議の人数を踏まえた議員定数の議論が行われてきた経過の確認と、現員数29名の総括を行うことがまずは重要と考え、次の手順で検討を進めていくことが確認されたところである。

【議員定数を検討する手順】

① 条例定数30名に至った経過の確認

② 現員数（29名）の総括

⇒ 視点：議員が30名から29名となったことで議会機能（監視機能、政策立案機能、民意吸収機能）の低下を招いているのか

ア 条例定数30名に至った経過の確認

条例定数30名に至った経過については、平成22年12月2日にまとめられた「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告書により確認を行った。当時の議論の経過として、議会の生命線は議員間討議の適切な実施であるという点を重視し、山梨学院大学江藤教授の討議モデル（1常任委員会の所属議員は7人から8人が必要）を参考に議論が行われてきた点を確認した。その前提の中で、具体的な議員定数の選択肢として「29人の場合（7人×4常任委員会+議長）」「30人の場合（8人×1常任委員会、7人×3常任委員会+議長）」「33人の場合（8人×4常任委員会+議長）」のモデルを想定し検討がなされた経過にある。その後、平成22年10月25日に行われた政策討論会全体会では、当時の議員に対し当該3案を提示し、

表決に付された結果、議員定数 30 人案が賛成多数となり、現在の条例定数 30 名に至っている。

【参考：平成 22 年 10 月 25 日政策討論会採決結果】

議員定数 33 人案 賛成者なし

議員定数 29 人案 賛成 5 人

議員定数 30 人案 賛成 19 人（賛成多数で決定）

※全部反対 3 人、退席 1 人

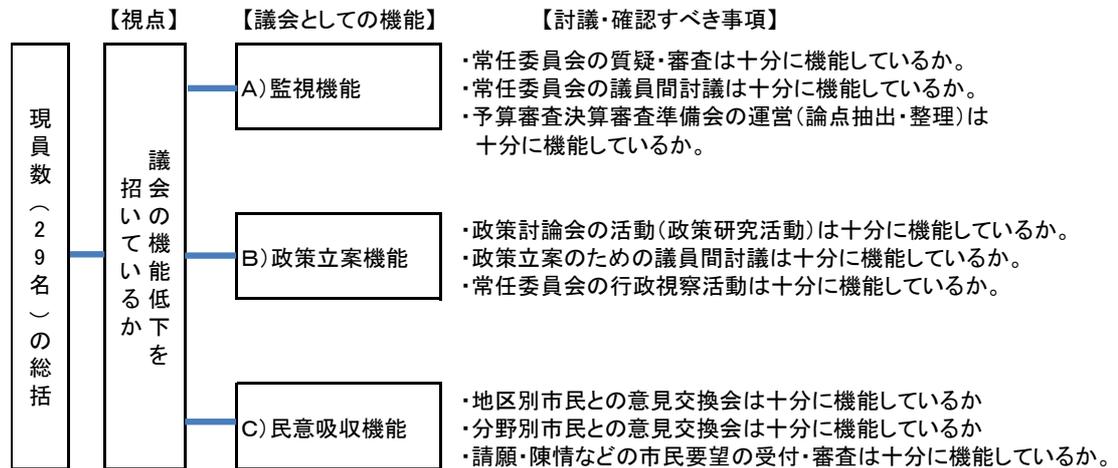
イ 現員数 29 名の総括

現員数 29 名の総括に当たっては、議員定数が 1 名減となっている現状において、議会の機能（監視機能、政策立案機能、民意吸収機能）の低下を招いてはいないか、また常任委員会の審査や議員間討議、市民との意見交換会や政策討論会の活動は機能しているのかといった視点（下図参照）を踏まえながら、委員間討議により検討したところである。

【図：現員数 29 名の総括を行う上での視点】

現状

- 委員数 7 名で 4 常任委員会を設置。(4 委員会 × 7 委員 + 議長 1 名 = 29 名)
- 市民との意見交換会の班体制 (4 班 × 6 名 + 1 班 × 5 名 = 29 名)



委員間討議においては、議員が 1 名減少しても、議会機能が低下していないとの意見が多数を占めた。この要因について、議会は総体で議論する場であり、議員の減少で影響があった部分を他の議員でカバーできているとの意見や、議員個々の資質が重要であるとの意見など、さまざまな意見が出されたところである。

こうした議論を踏まえ、当委員会では、現員数 29 名の総括を次のとおりまとめたところである。

【条例定数から 1 名減となっている現状の総括】

現員数 29 名については、

- ① 29 名の議員による補完
- ② 29 名の現員数でも議会運営及び市民生活に支障がでない体制が構築されている。

→議会として、3つの機能（監視機能・政策立案機能・民意吸収機能）の低下につなげていない。

④ 議員定数を減ずるべきか否かの協議

現員数 29 名が議会運営及び市民生活への影響、また、議会としての機能の低下につなげていないことの確認がなされたことを受け、今後、議員定数を減ずること（29 名以下）を前提に議論を進めていくべきか否か、委員間討議により検討したところである。

委員間討議による主な意見とその討議結果は以下のとおりである。

議員定数を減ずることを前提に議論すべき	議員定数を減ずることを前提に議論すべきではない
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前回の選挙の結果、1,000 票を切って当選者が出てしまった現実がある。定数を削減する方向で、かつどのぐらいまで削減が可能かということを経験し、結論を出すべきだと考える。 ●議員定数を議論するに当たり、現員数 29 名を重く捉えるべき。減じることを前提に議論を進めていくべきである。 ●本市は、議員定数が多いことから、議員報酬の全体的な額が類 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●得票数の多寡ではなく、頑張れば当選できる、そういう意味での定数が、市民の政治参加にとって重要である。また定数が少なくなれば、議員や議会、あるいは市政が益々身近に感じられなくなる。そして低投票率にもつながる。現状の定数 30 名について減らすべきではないと考える。 ●市民との意見交換会の中では、議員定数が多いという意見もあるが、一方で、現状でもいいの

<p>似団体と比べると高い事実がある。人口減少が予想される中で10年後を見通して議員定数も考えなければならない。</p> <p>●定数を減ずるという前提で議論すること、これは議論の1つの要素であり、議論が積み重なることで、本市の定数のあり方を考えることができるのではないか。</p>	<p>ではないか、また報酬を下げる中でふやしてもいいのではとの意見も出始めている。</p> <p>●人口は減少しているが、その分多様性が増している中で、議会は市民の声をいかに行政の施策の中で戦わせていくかという組織である。定数減を前提として議論を進めるのは、いかがなものか。</p>
<p>【討議結果】</p> <p>定数 30 名を維持すべきとの意見はありつつも、29 名をひとつの基準とし、議員定数を減ずることを前提に議論を進めていくべきであるとの考えが集約された。</p>	

⑤ 議員定数案の集約

議員定数を減ずることを前提とした議論を行う上では、議会機能（監視機能、政策立案機能、民意吸収機能）の低下を著しく招く議員定数の限界は何人なのかを見極める必要があるとともに、29名以下の議員定数から導き出される具体的な委員会構成等のシミュレーションを踏まえた上で、論点を整理し、議員定数の考え方をまとめていく必要があるものと考えたところである。このことから、以下の点を踏まえながら、委員間討議を行い、可能な限り会派の考えを集約しながら、議員定数の考え方をまとめた経過にある（検討事項及び会派、市民委員の意見は12～17ページ参照）

<p>【議員定数 29 名以下にした際に生じる論点】</p> <p>●論点 1：常任委員会の人数 6 人は適正なのか （議員間討議については最低でも 7～8 人必要との視点から）</p> <p>●論点 2：議長の委員としての扱いはどうすべきか。 議会先例により、議長は一旦委員になった後、議会の同意を得て辞退するのが例である。</p> <p>●論点 3：市民との意見交換会における 1 班 5 人体制は適正なのか</p>

議員定数検討シート

- 1 常任委員数は、4常任委員会で固定。(総務・文教・産経・建設の4つ) ※3常任委員会の場合を参考までに記載。
 2 委員会中心主義であること。
 (1) 監視機能・政策立案機能は常任委員会の機能として検討。
 (2) 適切な議員間討論が確保されること。
 3 民意吸収機能は議会全体の機能として検討。

議員定数	29人の場合(現状)	28人の場合	27人の場合	26人の場合	25人の場合	24人の場合	23人の場合	22人の場合	21人の場合	20人の場合
委員会及び政策 討論会の構成	7人×4常任委員会 +1(議長)	6人×1常任委員会 7人×3常任委員会 +1(議長)	6人×2常任委員会 7人×2常任委員会 +1(議長)	6人×3常任委員会 7人×1常任委員会 +1(議長)	6人×4常任委員会 +1(議長)	5人×1常任委員会 6人×3常任委員会 +1(議長)	5人×2常任委員会 6人×2常任委員会 +1(議長)	5人×3常任委員会 6人×1常任委員会 +1(議長)	5人×4常任委員会 +1(議長)	4人×1常任委員会 5人×3常任委員会 +1(議長)
3常任委員会の 場合	10人×1常任委員会 9人×2常任委員会 +1(議長)	9人×3常任委員会 +1(議長)	9人×2常任委員会 8人×1常任委員会 +1(議長)	8人×3常任委員会 9人×2常任委員会 +1(議長)	8人×3常任委員会 +1(議長)	7人×1常任委員会 8人×2常任委員会 +1(議長)	7人×2常任委員会 8人×1常任委員会 +1(議長)	7人×3常任委員会 +1(議長)	6人×1常任委員会 7人×2常任委員会 +1(議長)	6人×2常任委員会 7人×1常任委員会 +1(議長)
市民との意見交 換会組織	5人×1班、6人×4班	5人×2班、6人×3班	5人×3班、6人×2班	5人×4班、6人×1班	5人×5班	5人×4班、4人×1班	5人×3班、4人×2班	5人×2班、4人×3班	5人×1班、4人×4班	4人×5班
議員の減少によ る予算削減額	(議員定数30名と比較) 9,849千円(議員1人当たり 単価/年)×1人×4年間 =▲39,380千円	9,849千円×2人×4年間 =▲78,792千円	9,849千円×3人×4年間 =▲118,188千円	9,849千円×4人×4年間 =▲157,584千円	9,849千円×5人×4年間 =▲196,980千円	9,849千円×6人×4年間 =▲236,376千円	9,849千円×7人×4年間 =▲275,772千円	9,849千円×8人×4年間 =▲315,168千円	9,849千円×9人×4年間 =▲354,564千円	9,849千円×10人×4年間 =▲393,960千円

検討の際の
留意点
 ・常任委員会の人数6人は適正なのか(議員間討論については最低でも7~8人必要との視点から)
 ・議長の委員としての扱いをどうするか
 ・市民との意見交換会における1班5人体制は適正なのか

論点	会派	会派意見
市民クラブ	市民クラブ	常任委員会の人数が5人+委員長の6人では、委員会の運営や議員間討論を踏まえれば難しいと考える。やはり7人は必要。
創風あいづ	創風あいづ	議員間討論を踏まえれば、常任委員会の人数については6人では難しい。やはり7人は必要。ただし3常任委員会を想定した際は、9人程度の委員数が考えられる。9人の討論人数について、どのような意味(効果)を持つのか十分議論すべきではないか。
フォーラム会津	フォーラム会津	個人的な意見であるが、常任委員会の人数が5人+委員長の6人であっても、委員会の運営や議員間討論は十分できる。
社会民主党・市民連合	社会民主党・市民連合	議員間討論は、本市議会の特徴であると考え。正副委員長と委員3人から4人の委員構成では、少数意見を反映した議員間討論ができるとは思わない。やはり最低でも正副委員長を除いて5~6人の委員が必要と考える。なお、委員長も議員であることから、採決権を持たせるために委員長の人数は奇数であるべきとの考えが示された。
公明党	公明党	個人的な意見であるが、所属する委員会での議員間討論の経験を踏まえれば、議員間討論は常任委員会の人数が6人であっても十分に成立するのではないかと考える。
日本共産党市議団	日本共産党市議団	常任委員会の人数については、7人~8人は必要。よって6人の常任委員会は作るべきではない。
諸派連合	諸派連合	常任委員会の人数が5人+委員長の6人であっても、委員会の運営や議員間討論は十分できる。

論点	党派	党派意見
論点2 議長の委員としての扱いについて	市民クラブ	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員会所属は必要と考える。ただし委員会の辞任の判断については、就任した議長の考えを優先すべき
	創風あいづ	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員会所属は必要と考える。
	フォーラム会津	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員会の辞任の判断については、就任した議長の考えを優先すべき
	社会民主党・市民連合	議長の職責を鑑みれば、現状の取り扱い(委員就任後→辞任)が妥当。
	公明党	議長の職責を鑑みれば、現状の取り扱い(委員就任後→辞任)が妥当。
	日本共産党市議団	議長の職責を鑑みれば、現状の取り扱い(委員就任後→辞任)が妥当。
	諸派連合	議長も委員会に所属すべき。議長としての公務がある際は、欠席届を出せばよいと考える。
	市民クラブ	4常任委員会の委員が各班に配置されれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	創風あいづ	4常任委員会の委員が各班に配置されれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	フォーラム会津	4常任委員会の委員が各班に配置されれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
論点3 市民との意見交換会の班体制5人について	社会民主党・市民連合	現状5人体制の班があるが、現実的に対応が難しいとの声があった。意見交換会の趣旨は、市民の声を拝聴することである。現状の1班3地区担当ではなく、むしろ4地区、5地区と担当地区を多くするなどの検討のほうが必要ではないか。
	公明党	4常任委員会の委員が各班に配置されれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	日本共産党市議団	意見交換会は市民の意見を吸収する場であると考えていることから、班の人数についてはこだわらなくて良いと考える。(5人でも十分対応できる)
	諸派連合	4常任委員会の委員が各班に配置されれば、5名でも十分対応はできる。

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
	市民クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数については、議長も委員として含め7名×4常任委員会＝28名が考え方として出された。(H29.12/26) ・議員定数が現状より減ったとしても議員の資質、やる気があれば、議会機能の補完はできるとは思う。どのくらいで議会の機能が低下するか判断するのは非常に難しい。なお議員が減ること、議会活動の見え方や民意吸収の点で課題もあるものと考えられる。締められた方にもある程度の得票を得て、民意を吸収し一般質問、議員活動をしていく地区をどれだけ議会としてフォローできるのか課題もある。(H30.1/16) ・4常任委員会という前提の中で、委員数については、病欠などを想定すれば7名は必要だと考える。また議会の民意吸収機能の点で言えば、ある程度のマンパワーも必要と考える。さらに議会活動を市民に伝えるためにも、ある程度の議員定数は必要と考える。以上のことから7名×4常任委員会＝28名が妥当と考える。(H30.2/6) ・4常任委員会を前提とし、かつ、委員会中心主義ということから、7名×4常任委員会＝28名が妥当という考えは変わらない。なお、新たに創設される広報議会モニター制度の活用による民意吸収の状況などを見たらうえで、常任委員会の教や議員定数について、今後議論していくべきである。(H30.3/27)
議員定数の考え方について	創風あいつ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数を削減する考えは会派として一致している。ただし、定数を削減すれば議会機能は間違いなく低下する。機能低下を補完する方策(議会への市民参加の拡充、予算・決算・政策サイクルを回すうえでの税理士・会計士等専門性を持った方々の議会への意見が出された。(H29.12/26) ・会派として定数を削減する考えは一致している。また現状29名の議員定数でも議会の機能低下につなげていないという点も考えは一致している。なお会派としては、この5年から6年の間で、議案のチェックや政策サイクルの実践、市民参加の充実など一定程度、制度化されてきたという点を踏まえれば、議員定数を削減した場合でも、その定数を補完するシステム、制度が出来上がっている又は出来上がりがつづいていくものと考えられる。以上ことから、定数は削減しても可能であると考えられる。一方で、会派としては委員会での討議人数という点を重要視していることから、7名×4常任委員会＝28名という定数を提案したいと考えている。なお議長も委員会に所属すべきである。(H30.2/6) ・本市議会では政策討論会を条例で制度化し、意見交換会で得られた市民の意見を政策討論会で研究する政策サイクルが機能している。常任委員会、政策討論会が機能している現状では4常任委員会による十分な議論が重要と考え、7名×4常任委員会＝28名が妥当との考えで会派として一致している。なお議長も委員会に所属すべきである。(H30.3/27)
フォーラム会津	フォーラム会津	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の削減に関しては慎重な意見もあったが、議員数29名の現状と市民の声を踏まえれば、削減もやむなしとの考えが示された。なお意見として先に議員定数があつて、その人数でどう議会を運営していくかを考えるべきとの意見が出された。(H29.12/26) ・定数を下げることにより、議会の機能は下がると言われている。しかし、定数を下げることにより、有権者による立候補者の政策チェックがしやすくなることや選挙への関心の向上につながるのではないかと。また、定数を下げれば若い世代が立候補しづらくなると思うが、私は若さを売りにして立候補し、当選した。若さは不利になるものではなく、力になるものと考えられる。現時点では、議員定数は25名程度が妥当と考えている。なお、以前から言っているが、定数がある程度決めてから、その人数でどう議会を運営していくかの順で考えるべきではないか。(H30.1/16) ・前回までの意見は私個人の意見であつたため、会派内で改めて議論した。その内容として、最終的に議員定数は25名にする。ただし、急に25名ではなく、H31.8からH35.8の4年間は7名×4常任委員会＝28名とし、この4年間で、討議人数を踏まえ3常任委員会の可能性などを十分に検討し、最終的にH35.8からは議員定数を25名にする。以上のように議員定数を25名にするとの段階の上で決めたという定数削減を提案したい。(H30.2/6) ・前回同様、最終的な議員定数を25名と定めたうえで、段階的に4常任委員会×7名＝28名とする。25名に移行するまでの間に、3常任委員会の可能性などを十分に検討すべきである。(H30.3/27)

論点	党派	会派意見(時系列的に意見を記載)
議員定数の考え方について	公明党	<p>・ 会派としては、議員定数については現状を維持するというのが結論である。その理由としては、議会が市民福祉の向上に寄与していくために、市民福祉の機能をさらに充実させていくことが課題であると考えている。あくまで1つの指標でしかないが、早稲田大学のマネジメント研究所が公表している資料によれば、本市議会は1700自治体中5位というランクであるが、だから良いというわけではなく、その分析結果を見れば住民参加や議会の機能強化の点では低い評価となっている。今後、さらに市民のための市議会にできるという点で、住民参加や議会の機能強化という点を作り上げていくことが、市民福祉の向上の観点からは重要である。例えば子育て世代の方々の意見を議会としてどう吸収するか。重要な課題であり、声なき声を議会にどう反映させていくか、また住民参加や議会機能強化をどうしていくのかという議論、方向性がない中で、議員定数削減の議論を行うことは、市民福祉の向上に逆行するものと考えられる。以上のことから、議員定数については現状を維持すべきである。(H30.2/6)</p> <p>・ 定数は議会運営の一つである。各常任委員会における審議案件数の多少はあるが、どれも市民生活に密着しているものであり、どの委員会も等しい人数で議論をすべきである。委員会の審議時間の長短には、議員の期数の違いによる経験値の差にも起因しているものと考えられるが、議員として何の職責や市民のために活動することは皆同じである。委員会運営も含め、市民のために議会全体としてどうしていくのか、議会として何を求めていくのかを先に議論するべきとの考えから、現状(7名×4常任委員会+議長1名=29名)を維持していくべきである。(H30.3/27)</p>
	社会民主党・市民連合	<p>・ 議員定数を削減する考えは会派として一致しているが、どの程度削減すべきかについてはまとまっていない。定数については様々な考え方があがるが、市民の声、投票率を鑑みれば、最終的には削減する方向でまとまらなければならないと考える。(H29.12/26)</p> <p>・ 江藤先生の言葉から、「委員会の人数は6人でも可能だが、恒常的に委員会を進めていくためには最低でも7人から8人の委員数が必要」とのことである。私の考えとしては、正副委員長も議論に参加するのは当然であり、1委員会6人でも恒常的に議論をすることは可能だと考える。また良識のある市民から、「会津若松市の議員は多い。25名くらいが適当だと思う」といった言葉があり、私は、その言葉を非常に重く受け止めている。さらに、投票率の低下に見られる市民の声なき声を議会としても重く受け止めるべきである。以上のことから、議会として市民の思いに込めるひとつの意思を示すべきであり、定数を28人、27人程度に減らしたのでは意思を示したとは言えない。議員定数は、25名程度にすべきと考える。</p> <p>なお、定数を25名にした場合、議会の機能が低下するのかわからない。分野別意見交換会の実施をはじめ、市民意見を吸収する場の充実を図ることにより、議会の機能は低下しないと思っている。以上のことから、議会の機能低下を招かないギリギリの線は、1委員会6人×4委員会+議長=25名である。私は、最後までこの意見を通していきいたいと考えている。(H30.1/16)</p>
	公明党	<p>・ あくまでも前回までの意見は、個人の意見である。前回発言した委員数6名の根拠だが、委員間討議については、準備を十分に行い論点を明示し、議論をすれば形式的には最低3名で成り立つものであり、ひいては6名いれれば十分に成り立つものと考えられる。現状7名で委員会運営を行っているが、7名だから活発な委員会運営、委員間討議ができているというわけではなく、事前準備を十分に行うという点で、論点を整理するといった委員会運営を行っているからこそ、活発な委員会運営、委員間討議ができているものと考えられる。以上のことから、6名でも委員会運営は十分可能であると考える。また、市民との意見交換会についても1班5名で運営してきている事実があり、5名×5班体制=25名の中で、市議会として十分対応できるものと考えられる。なお、議会の機能の中で、本市議会に足りない点として住民参加や広聴機能が弱い点があるが、この点については今後議会としての検討課題であると思っている(市民との意見交換会のバージョンアップなど)。ともかく、現職議員の考えとして議員定数の話になれば傷を小さくしたいという、我が身を守るという傾向はいかかかなものかと考える。市民の思いに込めるために、目に見えない定数削減を今回も、目に見えない定数削減を小ざくしたいという、我が身を守るという傾向はいかかかなものかと考える。以上のことから、議会の機能低下を招かないギリギリの線は、1委員会6人×4委員会+議長=25名である。私は、最後までこの意見を通していきいたいと考えている。(H30.2/6)</p> <p>・ 会派で話し合ったが、27名~28名が妥当という意見、25名が妥当という意見、議会の議論の結果に従うという意見の、三者三様であった。私の意見としては、委員会の人数について、6人がいいのか、7人がいいのか議論しているが、その数の議論に根拠はなく、市民にはなおさら伝わっていかないと、自覚しななければならない。投票率の低下や市民の声に対し、目に見えない形で議員の定数を削減することは、市民に対し示す議会の誠意のあり方と考える。(H30.3/27)</p>

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
議員定数の考え方について	日本共産党市議団	<p>・若い人の政治参加、意識の向上を図るためにも、身近に議員がいる。頑張れば議員になれるといった条件を議会は作っておくべき。その意味からも定数については減らすべきではないと考える。(H29.12/26)</p> <p>・議員定数が減れば、当選するためにはそれなりの得票数を確保しなければならぬことは事実である。若い世代や女性の市議会への進出を考えると、出やすい環境を保障すべきではないかと考える。また議員定数が減れば、少数意見の代表、中山間地域の代表として議員になりづらくなることも事実である。このような課題を補完する方策があるのか、私としては、まずは定数が第1であると考えると、なお、議員の質とは何か。色々な多様な議員がいて良いと思う。(H30.1/16)</p> <p>・議会の役割、とりわけ地方議会の役割はどういうものなのか。地方議会は民主主義の学校だと言われている。民主主義は、一人ひとりの意見、多種多様な意見が尊重されること、この点からは議員の数は多いほど良いと考える。しかしながら、当然財政的な点を踏まえれば、無制限に定数を多くすることはできない。このような状況の中で、議会としては可能な限り、市民の声を議員が聞き取って、その市民の思いを市長はじめ執行機関に伝えることが重要であると考え。また市民の置かれた状況は、多種多様であり、深化もしている。さらに地域性や階層性も出てきているものと考え。このような市民の状況を議会として、丁寧にくみ取り、許される限り議員定数については現状を維持するべきである。</p> <p>なお、一般論として定数が下がれば、当選ラインは上がるものと考えられる。やはり政治を志す方々、特に若い世代や女性などにとつて当選するハードルが高くなるという点は問題だと考える。また、投票率の問題として、なぜ投票率が下がっているのかを深く考える必要がある。市民の思いが行政の中でどれだけ活かされていくのか、その仕組みが明らかになれば市民も政治に関心を持ち、投票率も向上していくのではないかと思う。介護や空き家、除雪の問題など市民の思いが、行政あるいは議会に伝わり、市政の改善、変化につながっていく。その状況が市民に伝われば、投票率の向上につながっていくものと考え。(H30.2/6)</p> <p>・現在の条例定数である30名の現状維持。本市議会は市民との意見交換会からの政策サイクルをはじめとした議会改革が評価されている。深化している多様な要望が増えている中、議会機能の向上をすべきであり、その手段として定数の削減なのも無理ではない。委員会での議論は6名でできない理由はないが、階層ごとや中山間地域の意見、少数意見など、多様な意見を委員会に出し合い、議案等のチェック、政策提言を出していくべきであり、定数を減らすことが議会改革につながるのがいい。市民の声を吸収するべきというものであれば率直に受け止めなければならぬが、合併以降、議員数が減少し、身近に議員がいない、もつと議会ははがれば、といった意見が相聞かれる。(H30.3.27)</p>
	諸派連合	<p>・議員定数を削減する考えは会派として一致しているが、削減数はまとまっておいていない。個人的な意見としては、24名が妥当。ただし定数を減らすことにより、特定の団体(宗教、労働組合)の人しか当選できなくなるといった懸念事項もあるが、やはり定数削減は必要だと考える。(H29.12/26)</p> <p>・議会の定数を減らしたからといって、議会の機能が低下するとは思わない。何度も言うが、議員・議会は人・質・やる気次第。また議員の職責として出身地区ばかりを優先するというところもあり得ない。中山間地区を含め全市をくまなく考えることは、当然のことである。私は、議員定数は24名程度が妥当であると考え。(H30.1/16)</p> <p>・委員会の人数は委員間討議の観点から7～8人必要であるというのは誰が決めたのか。討議人数の判断は議員が判断すべき。私としては委員委員運営は、極端に言えば3、4人でもやれる。ただ極端すぎるので、せめて6人いれれば十分である。以上のことから議員定数は、6名×4兼任委員＝24名が妥当である。また議会改革の1つとして市民との意見交換会の話が出る。これをもって市民の話をよく聞いたというが、私はまだまだだと思っている。なぜか。意見交換会の参加者は何人出ているのか。有権者のほんのわずかでしかない。また参加者の顔ぶれも同じ方々ばかり。もつと議会は民意を吸収すべきであり、議員も積極的に民意を吸収すべきである。私も常に自己反省している。なお私は、堂々と報酬を約700万円もらっている。有権者に話している。その分働かなくてはいならないと思っている。本市で700万円もらっている市民が何人いるか。これらの点を勘案すれば、議員定数は24名でも十分に対応できると考え。なお投票率が低下してきている問題は、現職議員が市民に対してその活動を十分に説明していないからであり、現職議員は十分に責任と反省をすべきである。(H30.2/6)</p>

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
議員定数の考え方について	市民委員	<p>・定数の議論を聞いていると委員会ありきで定数を考えている。守りに入っているのではないか。個人的に5つぐらいの団体に議員定数について意見を求めた。結果、定数を減らすべき意見だった。根拠を求めたところ活動している議員としてない議員の差が大きいとの意見だった。(H29.12/26)</p> <p>・議員の定数と報酬は別の論理とは言いが、財政的な部分も考慮する必要があり、その意味からも議員定数は削減すべきと考え。具体的には24、25名が妥当ではないかと考える。</p> <p>なお、議員定数を減らせれば若い世代や女性、中山間地域や農村地域の意見の吸収に影響が出るのと点が考えられるが、議員は全ての世代や地区を代表する立場として分け隔てなく頑張ってもらいたいし、また市民の役目としてそのような資質のある議員を選挙で選んでいけたらと思う。(H30.1/16)</p> <p>・委員会ありきの議論にやはり違和感がある。なお3常任委員会の議論については皆さん避けているのか3常任委員会のみ、デメリットなど話にならないのも疑問である。委員の意見の中には土屋委員と成田委員の意見に同感する点がある。それは、「市民の声なき声を受け止めるべき」との意見や「議会・議員は最終的にはやる気次第」との意見、「自分の出身地域だけでなく、議員の職責として全体的な視点で議員活動を行うのが議員の役目である」との意見など賛同できるところが3人しか議員がいないことは非常に悲しい。定数を多くしなければ女性議員が増えないといった点もあるが、やはり財政的な点を考慮すれば議員定数を増やすことはできない。またこのようなブラックジョークがある。「手術は成功しました。患者は死亡しました。このように思いませんか。私としては、報酬は高いとは思っていない。ただ市の財政はどんどん赤字になっていきます。このようになるとしたら議員としては、報酬は高いとは思っていない。やはり議員定数をネグックである。話はそれかもしれないが、市の審議会などはあまりにも形式的すぎない。審議会の充実を図ることなど、別な形で議員定数を考えていくべきではないか。また、皆さんが今度の選挙で選ばれたらどうかは分からない。選挙で選ばれたら、議員は常に努力すべきであり、その姿勢を市民にどんどん見せるべき。定数が減ったとしても、市民のための政治、市民のための議員、市民のために議会として努力して欲しい。(H30.2/6)</p> <p>・議会の前向きな姿勢には期待するし、議員が市民のために、市民の代表として務めていることは理解している。しかし、定数の削減をする理由としては、財政的な面や全国の類似団体との比較において報酬が高ランクにあることを見なければならぬ。新聞報道によれば、二本松市のNPO法人が、議員定数を26名から20名に削減するよう要望した。また、国では地方議員の兼業を緩和する動きがあることが報じられているが、ヨーロッパの地方議会では、兼業・兼務、無報酬のところもある。今の日本や本市において、無報酬にすべきとは思っていないが、そこまでいっているということも頭に入れるべきであり、市民の一人としての立場で考えてもらいたい。(H30.3/27)</p>
	市民委員	<p>・所属する団体や友人に意見を聞いた。定数については詳しく分らないとの意見だった。定数よりも議会や議員は、市民の声の声を聞いて吸収してほしいという意見が多かった。なお、これまでの議論を聞いて定数を減らすことは致しかたない時代だと思っている。何人減らすかは議論の中で見出していくしかない。(H29.12/26)</p> <p>・私の当初の定数の考えとしては、定数30名で現員29名であれば、28名、27名程度に削減すればいいのではと思っていた。しかし、皆さんの意見を聞くうちに考えが変わってきた。どの程度定数削減すれば議会の運営自体が低下するのか、そのラインというのは、議員の皆さんであれば想像がつくと思う。皆さんが言う25名、24名に定数を下げることでも必要な時期なのではないかと思っている。仮に、議員定数が25名になったとしても、誰が立候補し、誰が当選するか現時点ではわからない。また議会・議員の質が落ちるかもわからない。結局、何もわからない。その状況に応じて、議員になった方が市民のために頑張るのは当然ではないかと思う。(H30.1/16)</p> <p>・定数については、これまでの議論を聞いた中で私自身の考え方が変わってきたというところは確かにある。ただ24～25名が最適であるというわけでもない。ただ定数を削減しない時期に来ていてという点は非常に感ずいている。なお投票率の低下は、非常に危機感を持っている。約半数の方が投票に行かないということは、それだけ政治に関心がないということである。なお、議員一人ひとりが強い思いをもって議会活動を行えば、たとえ定数が少なくなくとも、活動に支障はなく、より良い市になっていくのではないか。また、委員会についてはそれぞれが大事であり、委員会ありきの定数の議論になるのは致し方ないとも思う。委員会それぞれにある程度委員がいないと動かないと動かないという点もわかる。具体的な定数削減の人数については何も申し上げられませんが、削減に向けては賛成している。(H30.2/6)</p> <p>・定数については、正直よくわからない。しかし、現状で市民の声が議会に届いているかといえそうではない。では、定数を減らしたからといってよくなくなるかといったら不安な部分もある。大事なことは定数より市民の声を聞くシステムなど「中身」ではないか。これからは「官」だけでなく「民」とともに考え、各年齢層の方や女性性の意見を聞くべき場を作るなどの見直しを行うべきである。(H30.3/27)</p>

議論を進めてきた結果、議員定数については、各委員・各会派によってさまざまな考え方や具体的な議員定数案が示された。

このような経過の中で、当委員会では、中間報告、市民との意見交換会への報告における議員定数（案）として、以下4案の考え方の集約に至った。

【議員定数における4つの案】

ア) 議員定数 29 名（案）

委員会構成	7名×4常任委員会+議長1名=29名
委員会における討議人数の考え方	議員間討議を充実させるため、委員数については7名の委員が必要
議長の扱い	議長の職責を鑑みれば、先例に基づき委員就任後、辞任が妥当。
意見交換会班体制	5名×1班、6名×4班
29名（案）とする主な理由	●議会が市民福祉の向上に寄与していくためには、市議会の機能をさらに充実させていくことが課題であると考えている。市民のための市議会になるためには、住民参加や議会の機能強化という点をしっかりと作り上げていくことが、市民福祉の向上の観点からは重要である。住民参加や議会機能の強化をどうしていくのかという議論、方向性がない中で、議員定数減の議論を行うことは、市民福祉の向上に逆行するものとする。以上のことから、議員定数については現状（29名）を維持すべきである。

イ) 議員定数 28 名（案）

委員会構成	7名×4常任委員会=28名
委員会における討議人数の考え方	議員間討議を充実させるため、委員数については7名の委員が必要
議長の扱い	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員会所属は必要。ただし辞任の判断は議長に任せる。
意見交換会班体制	5名×2班、6名×3班
28名（案）とする主な理由	●委員数については、病欠などを想定すれば7名は必要だと考える。また議会の民意吸収機能の点で言えば、ある程度のマンパワーも必要と

	<p>考える。さらに議会活動を市民に伝えるためにも、ある程度の議員定数は必要と考える。以上のことから7名×4常任委員会=28名が妥当と考える。</p> <p>●議員定数を削減した場合でも、その定数減を補完するシステム、制度が出来上がっている又は出来上がりつつあるものと考えことから、定数は削減できる。一方で、委員会での討議人数という点を重要視し、7名×4常任委員会=28名という定数を提案したいと考えている。</p> <p>●最終的に議員定数は25名にする。ただし、急に25名ではなく、平成31年8月からの4年間は7名×4常任委員会=28名とし、この4年の中で、討議人数を踏まえた3常任委員会の可能性などを十分に検討し、最終的には議員定数を25名とする。以上のように議員定数を25名にすると決めた上での段階的な28名という定数削減を提案したい。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ) 議員定数 25 名 (案)

委員会構成	6名×4常任委員会+議長1名=25名
委員会における討議人数の考え方	7名の委員数だから討議が充実するという根拠はない。6名でも活発な議員間討議は十分可能。
議長の扱い	議長の職責を鑑みれば、先例に基づき委員就任後、辞任が妥当。
意見交換会班体制	5名×5班
25名(案)とする主な理由	●山梨学院大学江藤教授の言葉では、「委員会の人数は6人でも可能だが、恒常的に委員会を進めていくためには最低でも7人から8人の委員数が必要」とのことであった。正副委員長も議論に参加するのは当然であり、1委員会6人でも恒常的に議論をすることは可能だと考える。さらに、議員定数は多いとの市民の意見、投票率の低下を重く受け止める必要がある。以上のことから、議会として市民の思いに答えるひとつの意思を示すべきであり、定数を28人、27人程度に減らしたのでは

	意思を示したとは言えない。議員定数は、25名程度にすべきと考える。
--	-----------------------------------

エ) 議員定数 24 名 (案)

委員会構成	6名×4常任委員会=24名
委員会における討議人数の考え方	7名の委員数だから討議が充実するという根拠はない。6名でも、活発な議員間討議は十分可能。
議長の扱い	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員会所属は必要。公務がある際は欠席届を出せばよい。
意見交換会班体制	5名×4班、4名×1班
24名(案)とする主な理由	●議員定数を減らしたからといって、議会の機能が低下するとは思わない。議員・議会は人・質・やる気次第。また、議員定数が減れば、地域から議員が選出されなくなるとの意見もあるが、議員の職責として選出地区ばかりを優先するということはあり得ない。中山間地区を含め全市をくまなく考えることは、当選した議員の当然の務めである。議員定数は24名程度が妥当であると考え。

⑥ 政策討論会全体会、市民との意見交換会を経た定数案の絞り込み

平成30年4月29日、政策討論会全体会において、当委員会の議論の経過と上記4案を含む中間報告を行い、検討内容の確認、議員定数のあり方を検討するに当たっての視点、考えなどについて質疑応答が交わされた。

また、同年5月7日から13日にかけて開催された市民との意見交換会においても中間報告を行い、市民の方々から、他の自治体との比較において本市議会の議員定数が多い状況や議員報酬の総額が多い現状から議員定数を減らすべきとの意見や、人口減少が進むと予想される中、先を見据えて議員定数を考えるべきとの意見をいただいた。他方、政策サイクルが機能している現状を変えるべきではない、市民の声を多く市政に反映させるためには議員定数を減らすべきではないとの意見もいただいた。さらには、委員会数についてのさらなる議論の必要性や議長の常任委員会委員としての取扱いなどについても意見をいただいたところである。

政策討論会全体会における質疑事項や市民との意見交換会におい

て市民の方々からいただいた意見を総括し、議員定数のあり方に係る最終報告案の調整を図るため、委員間討議を実施した。この中で、議員定数案を4案提示したことが市民にとってはわかりにくかったのではないかと意見が出され、最終報告に向け意見を集約し、議員定数案の絞り込みを実施すべきとの考えが示された。この点、条例定数を維持すべきとの案を加えるべきとの考えが改めて一部の委員から示されたところであるが、条例定数30名に至った経過の確認、現員数29名の総括を行った上で、議員定数を減ずることを前提にこれまで議論を進めてきた経過にあることから、中間報告で示した4案を基に集約していくこととした。

集約に向けた議論の中では、「会議規則上、議員である以上議長も委員会に所属するのが原則であり、委員会を辞するか否かはその時の議長の判断に委ねるべきであり、議会として判断することではない。」との意見が示された。また、常任委員会の委員数についても、6人とする意見、7人とする意見の双方が示された。

こうした議論を受け、正副委員長案として次の2案を提示し、各委員に対し、会派の意見の集約を図るよう求めたところである。

案の1 28名（委員数7名×4常任委員会）
案の2 24名（委員数6名×4常任委員会）
※いずれの案も、議長は委員会に所属することを前提
（委員を辞するか否かは議長の判断に委ねる。）

⑦ 最終報告に向けた協議と当委員会の結論

正副委員長が示した2案について、各委員が所属する会派において協議がなされ、報告がなされた。委員会中心主義を採用する本市議会における委員間討議の重要性や、政策サイクルの発展に向けた今後の議会のあり方、市民の議員定数に対する意見に応えるための考え方など、さまざまな視点から各会派、各委員の考えが述べられたところであるが、中間報告時に出された各定数案は、各会派、各委員それぞれ確固とした考えに基づき出されたものであり、正副委員長が提示した2案のいずれかをよしとする意見ではなく、これまでの各定数案を維持すべきとの意見が多数を占めた。また、市民委員からは、市民目線からは定数は削減すべきであり、削減すべき時期であるとの意見とともに、これまで積み重ねた議論を市民に示すことで決定する定数について理解を得られるのではないかと意見が出されたところである。

これを受け、当委員会では、さらに委員間討議を実施し、意見の集

約に向けた合意点を見出すため、11 ページに示した3つの論点について、次のとおり議論したところである。

ア 常任委員会の委員数を減ずることについて

意見 1	委員数が7名から6名に減るということは、委員会中心主義を採用してる本市議会では、間違いなく議会機能の低下に繋がると考える。この機能低下を補完する担保をどこに求めるのか。
意見 2	現在は4委員会制としているが、今後3常任委員会について検討し、移行すれば、委員数の問題は解決できる。
意見 3	委員数が減少することで議会の機能低下に繋がることはない。委員の質で十分カバーできるし、カバーできなければ議会ではない。これからは各議員の努力が問われてくる。

イ 議長の委員会所属の取扱い

意見 1	中立・公正な立場で議会を見るという視点から定められた今の先例のとおりでよいのではないか。
意見 2	議会の先例はいくらでも変えられる。そのときの状況で判断してよい。
意見 3	先例を変えることができるという前提であれば、議長は委員会に所属しながらも4つの委員会を俯瞰的に見るという制度も作れるのではないか。

ウ 市民との意見交換会の班編成人数

意見 1	班の人数は何人でもできる。人数が少なれば市民との距離も近くなり、小回りも効く。かえってよくなる。
意見 2	現在1つの班は5名で実施している現状があることを見るべきである。
意見 3	1つの班には4常任委員会、広報広聴委員会、議会制度検討委員会から各1名ずつ配置されるのが理想であり、1班4名では難しい。

このように、最終報告に向け、委員間討議により合意点を見出し、最終案の集約を試みたところであるが、各委員、各会派ともに、それぞれ確固たる理由、考えのもと定数案を提示しており、現段階において、これ以上の意見の集約は困難であるとの判断に至った。

最終報告では、当委員会が調査・研究をする組織であることを踏まえ、

定数案を絞り込むことなく中間報告時と同様の4案を示したうえで、これまでの議論の経過を報告するとの合意点に達したところである。

案の1	29名（委員数7名×4常任委員会＋議長）
案の2	28名（委員数7名×4常任委員会）
案の3	25名（委員数6名×4常任委員会＋議長）
案の4	24名（委員数6名×4常任委員会）
（議長が委員を辞するか否かは議長の判断に委ねる。）	

⑧ 本会議における議員定数条例の改正

当委員会の議員定数のあり方に関する調査研究の経過と結果については、平成30年7月25日に開催された政策討論会全体会で報告したところであり、その後、各派代表者会議における協議を経て、平成30年9月定例会に議員の定数を29名とする案、28名とする案、25名とする案の3案が提出された。表決の結果、28名とする案が賛成多数により可決され、次期市議会議員選挙以後は、議員定数は28名となる。

(3) 今後の方向性

市議会議員の定数を定める条例の改正により、次期改選後から議員定数が28名となる。28名の議員定数により、議会機能の継続が図られるのか、その進捗を検証する必要がある。また、今後予想される人口減少などの社会情勢の変化、市民の意見の変化などをつぶさに捉え、新しい議会運営、議会力アップの視点、住民自治を充実させるための条件といった視点から、議員定数を適時議論することが必要である。

今回の定数のあり方については、市民との意見交換会において2回報告したところであるが、市民からの意見はそれほど多くなかった。当委員会では市民委員を交えて検討を行うことにより、市民の声が一定程度反映されているものと自負するところであるが、議員定数・議員報酬の検討に際しては、さらに多くの市民とともに意見を出し合い、考える仕組みを構築する必要があると認識するものである。

なお、今期の当委員会では具体的な検討は行わなかったところであるが、議員報酬についても、議員活動を行ううえで適切な報酬のあり方とともに、全国的に問題となっている議員のなり手不足などの諸課題とあわせて検討する必要がある。

3 議員定数・議員報酬のあり方～長期欠席議員に係る議員報酬のあり方～

(1) 具体的検討テーマとした経緯

平成 28 年 11 月 21 日に開催された臨時会において、「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」が可決された。この条例は、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留等の処分を受けた際の「議員報酬の支給停止」を定めたものである。

当該条例の検討に当たっては、議長から議会運営委員会に諮問され、また、その答申の中で「病気等のために長期にわたり議員活動ができない場合についての（議員報酬の）規定は、議員活動のあり方に深く関わりがあることから、今後、議会制度検討委員会において調査研究されたい。」旨の意見が付されたところである。

このような経過を踏まえ、議長から「長期欠席議員に係る議員報酬の取扱いについて」議会制度検討委員会に検討依頼があったことから、そのあり方について、先行して調査研究を開始した。

(2) 調査研究の経過

① 長期欠席議員を取り巻く課題

調査研究のはじめとして、長期欠席議員の議員報酬に係る課題について共通認識を図るため、他の自治体の事例をもとに、本市の現状などについて確認したところである。

ア 北九州市の事例（引用）

北九州市の市議が、病気を理由に約 2 年 4 カ月間、議会をすべて欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当、計約 3,250 万円が支払われていたことが分かった。市議会からは、長期欠席した場合に報酬を減額する条例改正を検討すべきだとの意見が出ている。⇒ 全国の市・町・村議会でも同様の事例が発生

イ 上記事例が発生する原因

疾病その他の理由により長期間議会の会議を欠席した議員が議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法（第199条の2）に規定される寄附に該当するため、禁止されている。

また、辞職等をしない限り議員としての身分が保障（※参照）されていること、議員報酬の減額その他支給のあり方等について規定する法令もないことから上記事例が発生する。

※参考：議員の身分の保障

議員としての身分は、当選人の告示が行われた日から発生し、下記の事由がなければ、その身分は保障される（失職しない）。
身分の喪失事由は以下のとおり ※病気等による喪失事由はない。

- ① 任期の満了
- ② 議員の辞職
- ③ 死亡
- ④ 懲罰による除名（地方自治法第 135 条第 1 項第 4 号）
- ⑤ 被選挙権の喪失（地方自治法第 127 条、公職選挙法 11 条）
- ⑥ 兼職を禁止された職への就職（地方自治法第 92 条）
- ⑦ 兼業禁止規定への抵触（地方自治法第 92 条の 2、127 条）
- ⑧ 選挙の無効又は当選の無効の確定（地方自治法 128 条、公職選挙法）
- ⑨ 住民による議員の解職請求（地方自治法第 83 条）
- ⑩ 住民による議会の解散請求（地方自治法第 78 条）
- ⑪ 不信任議決に基づく長による議会の解散（地方自治法第 178 条）
- ⑫ 議会の自主解散（地方公共団体の議会の解散に関する特例法）
- ⑬ 配置分合による議会の消滅

ウ 本市の議員報酬等に関する条例について

本市の議員報酬については、「会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例」により規定されているが、長期欠席議員に係る取扱いについては規定されていない。そのため、仮に本市議会で議員の長期欠席等が発生した際においても、議員報酬は支払われ続けることになる。

② 議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲についての確認

議会制度検討委員会では、上述した背景や課題を認識し、まずは前々期、前期議会制度検討委員会で整理した議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲等について、最終報告書を活用しながら委員間で確認をした。

ア 議員報酬

「議員報酬」とは、非常勤の特別職に対する「報酬」と同様に、一定の役務の対価として与えられる反対給付（「反対給付」とは、一定の役務の提供（ここでは議員の活動）に対する対価（議員報酬）の支給を意味する。）である。（平成 22 年 12 月 2 日最終報告書抜粋）

イ 議員の職責

議員の職責については、会津若松市議会基本条例第 3 条で議員の活動原則を規定しているが、その内容がとりもなおさず議員の職責につながるものであり、議員間の自由な討議を通じ、市民意見を的確に把握するとともに、市民全体の奉仕者として活動することを目

指さなければならぬことを確認した。(平成 22 年 12 月 2 日最終報告書抜粋)

【会津若松市議会基本条例第 3 条】

(議員の活動原則)

第 3 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

ウ 議会活動の範囲～平成 22 年 12 月 2 日最終報告書抜粋～

本市議会における議会活動の範囲は次のとおりである。

会津若松市議会における「議会活動」の定義・範囲のリスト (現状)

◆ A 領域 「会議・委員会」(地方自治法第 96 条～第 102 条の 2)

- ① 本会議 ★全議員
- ② 常任委員会 (4 委員会) ★全議員
- ③ 特別委員会 (決算)
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣 (福島県市議会議長会研修会等) ★全議員

◆ B 領域 「協議又は調整の『場』」

(地方自治法第 100 条第 12 項に基づき議会活動に含め得る「場」)

- ⑥ 議員全員協議会 ★全議員
 - ⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例
 - ⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例
- } 会津若松市議会会議規則
- ⑨ 常任委員会協議会 (4 委員会) ★全議員
 - ⑩ 政策討論会 (4 分科会) ★全議員 ※議会基本条例
 - ⑪ 政策討論会 (全体会) ★全議員 ※議会基本条例
 - ⑫ 政策討論会 (議会制度検討委員会) ※議会基本条例
 - ⑬ 市民との意見交換会 (地区別) ★全議員 ※議会基本条例
 - ⑭ 市民との意見交換会 (分野別) ★全議員 ※議会基本条例
 - ⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会 ※議会基本条例

③ 条例制定の必要性

整理してきた議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲を踏まえた上で、長期欠席議員に係る議員報酬等の減額条例を制定する必要があるのかどうか委員間討議を行った。その結果は、以下のとおりである。

長期欠席議員に係る報酬の減額条例を制定すべき	長期欠席議員に係る報酬の減額条例は慎重に審議すべき
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none">●長期欠席により議員の職責や議会活動を遂行できなくなった際に、やはり議員報酬を100%満額で支給すべきではないと思う。減額率など慎重に考え、条例は必要だという認識のもと具体的な話を進めていくべき。●条例はあってしかるべき。あることで市民は納得する。確認した議員の職務・職責を踏まえながら、減額条例を制定する方向で議論すべき。●色々な長期欠席のケースがあると思う。減額ありきではなく具体的に考え、必要かどうか判断すべき。他市の事例も参考にしながら検討すべき。●根本的には条例は必要ないと思っているが、市民感情に現実的にあわないのであれば、他市の状況などを踏まえながら、具体的に検討し整理しても良いのではないか。●万が一の事態を想定して条例を設けていることが重要。	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none">●法改正で議員の報酬については、それまで他の非常勤特別職（審議会委員など）と同様に「報酬」と規定されていたものが、「議員報酬」と特段規定された意義は重いと考える。その点で言えば、長期欠席であったとしても、議員報酬は満額支払われるべき。

【討議結果】

議員報酬は一定の役務の提供（議員の活動）に対する対価（議員報酬）であること。また、本会議や政策討論会、市民との意見交換会などのさまざまな議会活動を通じて、議員の職責が果たせることを踏まえれば、短期間ではなく長期間欠席した際の議員に係る議員報酬の取扱いについては、減額の必要性を認識し、他市の条例を参考に具体的に条例制定（案）について検討していくべきことを確認した。

④ 具体的な条例案の検討

条例の検討に当たっては、施行期日（平成 25 年～平成 28 年）や条例規定の違いなどを勘案し、4 市の条例を逐条的に比較、検討しながら、本市としての長期欠席議員にかかる議員報酬の減額条例（案）について検討した経過にある。

なお、参考とした他市の条例と主な検討項目は次のとおりである。

【参考とした市】

- ①神奈川県小田原市（H25. 3. 29 施行）
- ②愛知県日進市（H26. 5. 16 施行）
- ③愛知県知多市（H27. 3. 24 施行）
- ④岐阜県多治見市（H28. 3. 24 施行）

【検討項目】

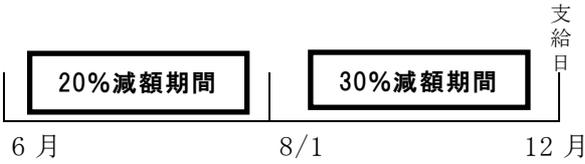
- ① 条例の趣旨 ② 長期欠席の定義・理由
- ③ 欠席とみなす会議の範囲
- ④ 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無
- ⑤ 減額開始となる日数と減額率 ⑥ 期末手当の取扱い
- ⑦ 適用除外の考え方 ⑧ 委任 ⑨ その他疑義の取扱い

条例（案）を検討する前提としては、平成 28 年 11 月 22 日に施行された「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」、いわゆる逮捕・拘留等における議員報酬の支給停止を定めた条例を改正するイメージのもと、各項目について検討した経過にある。なお、検討項目ごとの討議結果については次のとおりである。

検討項目	討議結果
(1)条例の趣旨	議員報酬等の減額条例の制定に当たっては、市議会の活動を長期間欠席した議員が、議員の職責を果たし、市民の信頼を得ることができる

	<p>のかといった点を考えることが重要である。</p> <p>よって、条例の趣旨は、議員の職責、市民の信頼の確保に鑑みるといった精神を規定すべきである。</p>
(2)長期欠席の定義・理由	<p>他市の事例を見れば、長期欠席の定義として「自己都合」「本人の意思によるか否かにかかわらず」と言った表現が規定されている。このような規定については、極めて曖昧であり、ストレートな表現を規定することが市民への説明に当たり明確であると考ええる。</p> <p>よって、長期欠席の定義・理由は、療養、長期不在といった明確な表現とすべきである。</p>
(3)欠席とみなす会議の範囲	<p>これまで議会活動の範囲としてA領域、B領域に記載した各種会議を本市議会における議会活動の範囲として定義した経過にある。</p> <p>よって、欠席とみなす会議の範囲は、これまでの経過を踏まえ、A領域、B領域の会議を対象とすべきである。</p>
(4)長期欠席及び出席開始の際の届出の有無	<p>長期欠席の事例が生じた場合、起算日（及び終了日）の判断・決定、病状等の把握をするためには、欠席届及び復帰届、さらには医師の証明書を求めることが適当であると考ええる。また、議員本人が届け出ることが出来ない場合も想定されるため、親族による代理届についても規定することが適当である。</p> <p>よって、長期欠席開始時及び復帰時は、届け出を基本とすべきである。</p> <p>なお討議の中で、仮に届出日以前から議会の会議を欠席していた場合の取扱いについてどうすべきか協議が行われた経過にある。当該取扱いについては、「届出日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日」と規定すべきであるとの考えをまとめ起算日の判断とした。</p>
(5)減額開始と	<p>減額開始となる日数及び減額率については、</p>

<p>なる日数と減額率</p>	<p>他市の事例を見ても、考え方に統一性はない。そのため以下の討議を踏まえ、考えをまとめたところである。</p> <p>●減額開始日数</p> <p>一部市民委員からは、長期欠席の期間が180日を超えた際に減額しても良いのではとの意見があったが、おおむね各委員からは90日との意見が示された。</p> <p>【理由】</p> <p>①1つの定例会の期間は、準備期間から最終本会議、議決結果の報告までといった期間を勘案すれば、おおよそ3ヶ月、90日間と考えられる。よって、90日間以上欠席せざるを得ない場合は、議員の職責、市民への信頼の確保に鑑み、それ以降の議員報酬についての減額は妥当ではないか。</p> <p>②180日間とした場合、おおよそ6ヶ月間の周期で支給される期末手当に影響が出ないケースも想定される。</p> <p>●減額率</p> <p>多治見市の事例においては、長期欠席期間が365日を超えた際は100分の100減額する規定となっている。100分の100の規定については、長期欠席といえども議員の身分があることを踏まえ、規定すべきではないとの意見が示されたところである。なお、減額率については、他市の事例、市職員の休職の際の例を勘案し、考えをまとめたところである。</p> <p>★減額開始日数及び減額率</p> <table border="1" data-bbox="639 1693 1386 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 1693 1155 1760">長期欠席の期間</th> <th data-bbox="1155 1693 1386 1760">減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 1760 1155 1839">90日を超え180日以下であるとき</td> <td data-bbox="1155 1760 1386 1839">100分の20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1839 1155 1939">180日を超え365日以下であるとき</td> <td data-bbox="1155 1839 1386 1939">100分の30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1939 1155 2018">365日を超えるとき</td> <td data-bbox="1155 1939 1386 2018">100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	長期欠席の期間	減額割合	90日を超え180日以下であるとき	100分の20	180日を超え365日以下であるとき	100分の30	365日を超えるとき	100分の50
長期欠席の期間	減額割合								
90日を超え180日以下であるとき	100分の20								
180日を超え365日以下であるとき	100分の30								
365日を超えるとき	100分の50								

	<p>(参考：市職員の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日（事由により180日）を超え休職1年未満 100分の20減額 ・休職1年以上 給与不支給（※） <p>※休職1年以上を超えた際は、共済掛け金を支払っている共済組合から傷病手当金が支給される。</p> <p>● 傷病手当金の算定式 (標準報酬日額×2/3×月支給日数) の計算により最大1年6ヶ月支給される。</p>
<p>(6) 期末手当の取扱い</p>	<p>期末手当の取扱いについては、他市の事例、先の特例条例（逮捕・拘留）により規定した基準日以前6月といった考え方との整合性を勘案し、基準日前6月以内の期間に減額される月がある（あった）場合、長期欠席期間に応じて、議員報酬と同様の減額率を乗じて得た額を減額して支給するとの考えをまとめたところである。</p> <p>なお、基準日前6月以内の期間に減額割合が異なる場合も想定される。（以下、参考ケース）</p> <p>この場合の取扱いについては、原則論に戻り長期間の欠席により議員の職責を果たしていない事実や、議員としてより厳しい基準で条例を設け、市民に説明すべきとの意見を踏まえ、減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算するとの考えをまとめたところである。</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>● 参考ケース</p> <p>※ 補足説明（12月期末手当を例として）</p> <p>基準日前6月の間に減額割合が異なる場合</p>  <p style="text-align: center;"> 20%減額期間 30%減額期間 </p> <p style="text-align: center;"> 6月 8/1 12月 </p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">支給日</p> <p>知多市は期末手当が高くなるよう減額割合が低いほうを適用 多治見市は期末手当が低くなるよう減額割合が高いほうを適用</p> </div>

<p>(7)適用除外の考え方</p>	<p>適用除外については、他市の事例を参考とし、長期欠席期間に含まれないものとして、以下の項目を規定すべきであるとの考えをまとめた。</p> <p>(1) 公務上の災害 (2) 出産 (3) その他議長が前2号に準ずると認める場合</p>
<p>(8)委任及びその他の疑義</p>	<p>先に制定した「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（逮捕・拘留）」について、全国市長会顧問弁護士である石津弁護士に相談した経過がある。その際「新たに制定する条例に基づき、報酬の支給を停止するのは市長である。その条例の疑義等について、議長が決定するとの規定は適当でない。」との見解をいただいた。</p> <p>よって、当該減額条例についても、委任及びその他疑義について、規定すべきではないとしたところである。</p>

⑤ 条例改正案の可決、成立

議会制度検討委員会では、以上の具体的検討を踏まえ、会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をとりまとめ、議長への報告を行った。

なお、その後各派代表者会議において協議がなされ、一部文言等の修正を経て、平成29年9月定例会に条例改正案が提出され、可決、成立したところである。

(3) 今後の方向性

長期欠席議員に係る報酬に関する事項が規定されたところであるが、現在において適用されたケースはない。

今後は、実際に適用された場合における取扱い、手続等を検証するなど、必要に応じて議論すべきである。

4 現状の政策サイクルの評価（振り返り）と課題について

(1) 具体的検討テーマとした経緯

本テーマについては、「市民の声をさらに議会活動に活かしていくべき」、「市民との協働型議会を推進すべき」といった共通認識に基づき、現状の議会活動の評価・検証を通し、政策サイクルの取組をさらに推進するための課題を見つけ、課題に対応した取組の方針を調査研究することで、議会の機能向上につなげることを目的として、調査研究の具体的検討テーマとした。

(2) 調査研究の経過

① 現状の政策サイクルへの評価、認識

議会改革により確立された政策サイクルの仕組みについて再確認し、これまでの議会活動を振り返ることで、その到達点と課題を抽出することとした。

まず、政策サイクルの評価については、市民との意見交換会、広報議会モニター制度をはじめ、市民の声を直接聴く場を創設し、市民の声から課題を発見し、調査研究、政策提言につなげたことで、湊地区の水資源問題や私道の除雪の問題などの改善に寄与した実績や、市民委員からも議会改革の取組に対して評価する意見が出されたことなど、議会改革以後進めてきた政策サイクルの仕組みは、市民生活における課題の解決、政策の実現に極めて有効なものであるとの共通認識に至ったところである。

② 課題の抽出と課題解決に向けた議論の方向性の検討

この政策サイクルの評価を前提に、委員間討議を実施し、さらに政策サイクルを発展させていくための課題について議論したところである。その結果、政策サイクルは、市民意見を起点とした政策提言に有効なスキームとして確立してきたことから、民意吸収機能を強化することが、政策サイクルの向上に繋がるとの共通認識に至った。

民意吸収機能における現状と課題について委員間討議を実施し、市民委員から、市民との意見交換会に参加する市民の年齢、性別に偏りが生じていることや、気軽に意見を言える雰囲気づくりが大切であるなど、市民との意見交換会の開催手法や周知方法について意見が出されるとともに、分野別意見交換会や市民委員のさらなる活用など、市民目線に立った示唆に富む意見が多く出された。

これを受け、議員委員からも、意見交換会のテーマ設定を工夫してきたことや、市民との意見交換会の意見が政策に反映された実例などこれまでの活動を振り返った意見や、市民の意見を聴取する手法や市

民意見を政策に繋げる部分の強化の必要性など、実際に活動する中で感じた課題認識等について多くの意見が出されたところである。

主な意見は次のとおりである。

項目	意見
(1)市民参加・市民との協働	<ul style="list-style-type: none"> ○当委員会で議員の意見を聞いていると、市民と議員の間に考え方に違い、溝を感じる。 ○溝が生じるのは仕方ない部分もあるが、市民の市政参加、議会が市民に寄り添う取組で、お互い溝を埋めることが重要。 ○市民目線で見れば、議会と市民が協働している認識は薄い。 ○議員も市民で、その代表であり、さらに「市民との協働」と言われてもイメージがわからない。 ○投票率が50%を割り込みかねない現状は、市民が市政に関心がないことの表れである。 ○市民への説明責任を果たすことで、市民の議会への参加意識の醸成に繋がるのではないか。 ○市民と議会を繋ぐ役割を持った市民を増やす取組も必要ではないか。
(2)市民との意見交換会のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別意見交換会の参加者の性別、年齢層に偏りが生じているのではないか。開催時間やテーマの改善が必要。 ○社会情勢も人も変化する。同じ手法ではなく、常に前進するための検討が必要。ワークショップ形式の導入など、もっと意見の出やすい場にしてみてはどうか。 ○地区別意見交換会の周知方法を工夫し、参加者を増やす取組が重要。 ○分野別意見交換会は市民にはほとんど知られていない。良い制度であるため周知をすべき。 ○地区別意見交換会の参加者が一定数で推移しているのは市民に認知された証左である。 ○地区別意見交換会が要望の場となりつつある。意見交換会で重要なのはとにかく「聴く」こと。そこから課題を発見することが重要。当局のような答弁はいらない。 ○地区別意見交換会のテーマを「子育て」に絞ったところ、子育て世代の女性に多く参加いただ

	<p>いた例もある。</p> <p>○地区の課題は地区別、全市的なピンポイントの課題は分野別というように、使い分けることが有効ではないか。</p>
(3)市民意見からの課題発見	<p>○聴取した意見を政策に繋げる部分をさらに強化しなければならない。</p> <p>○市民の政策サイクルへの理解が不足していると感じる。市民の意見が政策の起点となることを議会として周知する必要がある。</p> <p>○大戸町のブロードバンドの件は、市民の声を政策討論会、予算決算委員会分科会で調査、質疑を行ったことにより前進した良い例である。</p> <p>○広報議会モニター制度でいただいた意見の受け皿について検討すべき。</p> <p>○意見聴取の手法が固定化している。中高生を対象とした意見交換会など新たな取組も検討すべき。</p> <p>○市民参加が進めば市民の市政への関心の向上に繋がる。結果として市民意見が増え、市政の課題発見に繋がる。</p>

こうした意見をもとに、課題解決に向けた検討の方向性と、主な現状の課題と解決手法について、次のとおり整理したものである。

<p>課題解決に向けた検討の方向性</p> <p>広聴機能の強化による民意吸収機能の向上 →「市民との協働型議会」の強化</p> <p>主な課題と解決手法</p> <p>課題1：市民と議会との議会活動、市政に対する認識の温度差、溝 → 市民の議会参加の促進と、議員が市民にさらに寄り添うことにより、認識の差を小さくする。</p> <p>課題2：市民の意見を政策提言につなげる協働型議会の発展 → 課題に対する意見を「聴く」、意見から課題を「見つける」</p>

(3) 今後の方向性

現在、広報広聴委員会で行われている広報議会モニター制度、市民

との意見交換会の改善に向けた取組は、民意吸収機能の強化という視点から当委員会で整理した上記の課題の解決に、有効なものとなると認識している。具体的な手法の検討は広報広聴委員会の所掌事務であるが、当委員会では、こうした取組が進む中で、得られた市民意見を適切に政策提言につなげられるような政策サイクルのさらなる強化に向けたスキーム作りを絶えず研究していく必要がある。この点、政策討論会第4分科会で行ったアンケート調査など、各分科会で用いた意見聴取手法を議会全体に広げていくことも有効である。

また、当委員会でも、議会白書などのツールを生かし、フォーラムの開催など、より多くの市民に議会活動に参加してもらえるような取組を研究することとともに、小・中学生、高校生にも身近に議会を感じてもらえるような手法等について調査研究していく必要がある。

※なお、委員間討議の中で、広聴機能の強化に向けた取組の具体例についての意見が出されたことから、参考までに記載する。

① 地区別意見交換会の発展

- ・さらに参加者を増やす取組の検討（テーマの設定、開催時間、周知方法）
→「子育て」をテーマに子育て世代の女性の参加を増やした例
- ・市民と議員が対等に発言できる雰囲気づくり
（ワークショップ形式、グループワーク形式での実施の可否）
→市民の声を多く「聴く」場としての意見交換会の考え方
- ・政策サイクルにおける意見交換会の位置づけの周知
（単に要望を聞く場ではないことを理解してもらう）
→要望に対する回答を作るだけでなく、政策に繋げる取組の強化
意見交換会での意見から政策提言に繋がった事例などもPR

② 分野別意見交換会の活用、拡充

- ・分野別意見交換会を活用した、地区別意見交換会との差別化
（地区別→地区個別の課題、分野別→全市的な特定の課題）
→政策討論会のテーマと絡めることで、政策立案に繋がる
- ・制度の周知など、課題を持つ市民から開催を提起しやすい制度に
→市民から積極的な意見が出されることに繋がる

③ 広報議会モニター制度、市民委員などの活用

- ・広報議会モニターの政策サイクルにおける位置づけを明確化する。
- ・市民委員をはじめ、協力いただける市民の力を活用する。
→「議会と市民を繋ぐ役割を担う」方々を増やす取組

第4 次期議会への申し送り事項

今後の方向性を踏まえ、以下のとおり次期議会への申し送り事項を取りまとめたところである。

1 議会活動や議員活動の見える化の推進

議会の見える化を進めるためには、市民との信頼関係を構築することで可能となる市民とのコミュニケーションにより、市政の課題を発見し、執行機関に対する政策提言を行い、市民福祉の向上とさらなる市民との信頼関係の構築を図るといった活動を、今後も継続し続ける必要がある。

今期議会では、議会白書の発行等を通して、議会活動や議員活動の見える化に取り組んできたが、議会への市民の理解や参加を促進していくためには、市民が求める情報、共有すべき情報とはどのようなものか、絶えず検討していく必要がある。

議会白書は、市民に議会の仕組みを知ってもらい、議会に参加してもらうための手引書としての活用を目的としている。市内の全戸に配布し、公共施設や教育機関に設置するなど、周知活動は行っているところであるが、実際に市民の方々に手に取ってもらい、内容を理解してもらっているかは不透明である。

今後は、議会白書が所期の目的を達成するツールとなり得たかを検証することが重要であり、その検証を踏まえて活用手法及び掲載内容について検討する必要がある。

2 議員定数・議員報酬のあり方の検討

今期の当委員会では、1年半の期間をかけ、委員間討議による委員の考えを整理しながら、議員定数について議論してきた。その調査研究をもとに、市議会議員の定数を定める条例が改正され、次期改選後から議員定数が28名となる。

当市議会は、議会基本条例を制定し、多様な市民意見を市政に反映し得る合議体としての議会づくりに取り組んできたところであるが、今後も不断の議会改革に取り組むことを通して住民自治を促進し、さらには市民福祉の向上に寄与するべく、活動の推進が求められる。

今後は、28名の議員定数により、議会機能の継続が図られるのか、その進捗を検証する必要がある。また、今後予想される人口減少などの社会情勢の変化、市民の意見の変化などをつぶさに捉え、新しい議会運営、議会力アップの視点や住民自治を充実させるための条件といった視点から、議員定数を適時議論することが必要である。

なお、今期の当委員会では具体的な検討は行わなかったところであるが、議員報酬についても、議員活動を行ううえで適切な報酬のあり方とともに、

全国的に問題となっている議員のなり手不足などの諸課題も検討する必要がある。

また、議員定数・報酬のあり方については、より多くの市民とともに意見を出し合い、検討していくことが重要であり、ひいては市政、市議会への関心の醸成にも繋がるものと認識する。このことから、検討に際しては、市民への周知方法、意見の聴取手法などについても意を用いる必要がある。

3 政策サイクルの発展に向けた検討

今期の当委員会では、現状の政策サイクルを評価し、政策サイクルを発展させるためには民意吸収機能の強化が重要であるとの視点から、議論を行ってきた。市民の意見を多くいただくためには、市民の方々にいかに市政、議会に関心をもってもらい、参加していただくかが重要な要素となることを改めて確認したところである。

民意吸収機能の強化や広報広聴機能の強化に向けた具体的な手法の検討は、広報広聴委員会の所掌事務であるが、当委員会では、得られた市民意見を適切に政策提言につなげられるような政策サイクルのさらなる強化に向けたスキーム作りを絶えず研究していく必要がある。この点、政策討論会第4分科会で行ったアンケート調査など、各分科会で用いた意見聴取手法を議会全体に広げていくことも有効である。

また、当委員会でも、議会白書などのツールを生かし、フォーラムの開催など、より多くの市民に議会活動に参加してもらえるような取組を研究することとともに、小・中学生、高校生にも身近に議会を感じてもらえるような手法（高校生の広報議会モニターへの委嘱による議会参加、議会主催による小・中学生、高校生との懇談会）などについて調査研究していく必要がある。

加えて、市民から寄せられた意見から課題を発見し、当該課題に対する行政の取組をチェックする監視機能、課題解決に向けた手法を検討し、政策を提言する政策立案機能の視点からの評価を実施し、政策サイクルをさらに発展させるための手法を絶えず検討していく必要がある。

第5 取組経過一覧

年	月 日	内 容
平成27年	9月9日	□自主研究（正副委員長の互選）
	11月9日	□自主研究（前期議会からの申し送り事項の確認）
	11月24日	□自主研究（今後の調査研究の進め方）
	12月21日	□自主研究（今後の調査研究の進め方、市民公募委員の選定方法）
平成28年	1月13日	□自主研究（今後の調査研究の進め方、市民公募委員の選定方法）
	2月3日	□自主研究（議会活動の見える化、市民公募委員の選定）
	2月24日	□自主研究（議会活動の見える化、市民公募委員の選定）
	3月16日	□自主研究（議会活動の見える化、政策研究セミナー）
	3月24日	□公募委員との初顔合わせ、政策研究セミナー（山梨学院大学法学部 江藤俊昭教授＝「市民の負託に応え得る議会活動のあり方」
	4月13日	□自主研究（政策研究セミナー受講後の総括、議会活動の見える化）
	4月25日	□自主研究（議会活動の見える化）
	5月17日	□自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容）
	5月27日	□自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容）
	6月27日	□自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容、手引書の活用手法）
	7月8日	□自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容、手引書の活用手法）
	8月5日	□自主研究（手引書の活用手法、今後の調査研究の進め方）
	9月1日	□「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」市内全世帯へ配布
	9月27日	□自主研究（議員定数のあり方）
	10月19日	□自主研究（政策研究に係る中間報告、議員定数のあり方）
	10月21日	□政策討論会全体会・中間報告
11月11日	□自主研究（議員定数のあり方）	
11月29日	□自主研究（議員定数のあり方）	
12月16日	□政策討論会全体会（議員定数に係る議論の経過報告）	

	12月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
平成29年	1月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
	2月6日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
	3月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方、政策研究に係る中間報告）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	5月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括に向けた内容整理）
	7月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括に向けた内容整理、次期委員会への申し送り事項の確認）
	8月9日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間総括
	8月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（正副委員長の互選）
	9月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市民公募委員の選定）
	10月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究における具体的テーマ）
	11月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	11月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
12月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）	
平成30年	1月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	2月6日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	3月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究に係る中間報告について）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会（議員定数に係る議論の経過報告）
	5月22日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	7月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	7月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究に係る最終報告について）
	7月25日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会（議員定数に係る議論の最終報告）
	10月9日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究における具体的テーマ）
11月22日	<input type="checkbox"/> 自主研究（現状の政策サイクルの評価（振り返り）と課題）	

平成31年 ・ 令和元年	1月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（現状の政策サイクルの評価（振り返り）と課題）
	3月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（現状の政策サイクルの評価（振り返り）と課題）
	4月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会最終報告に向けてのまとめ）
	4月25日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会
	5月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会最終報告に向けてのまとめ）
	6月28日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・最終報告